平成２３年（フ）第９７８号
北九州市八幡東区中央２丁目13番10―504号
債務者　有馬　　学
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９７９号
北九州市八幡東区中央２丁目13番10―504号
債務者　有馬　和子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９８０号
北九州市小倉北区江南町５番54号　中村荘８号
債務者　黒木　一弘
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅三毛門４棟103号
債務者　岩本　　勇
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４７６号
大分市大字寒田855番地の３
債務者　佐藤美佐子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４９１号
大分市生石４丁目２番８号　ダイヤモンドビル301
債務者　羽田野牧子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５５号
岩手県八幡平市大更第24地割47番地５　畠山借家
債務者　髙橋　康夫
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５６号
盛岡市厨川２丁目１番64号
債務者　内村　定之
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５７号
盛岡市厨川２丁目１番64号
債務者　内村ゆきえ
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１４号
福島県郡山市備前舘２丁目23番地　サンデュエル備前舘307号
債務者　須藤　隆士（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０７８号
神戸市中央区日暮通１丁目５番16―306号
債務者　玉井　孝博
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８７号
神戸市北区藤原台南町５丁目３番８―101号、従前の住所兵庫県三田市狭間が丘５丁目２番地
債務者　西井　竜司
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７８号
神戸市垂水区千鳥が丘２丁目６番15―203号
債務者　川久保雅代
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５２号
神戸市北区東大池１丁目17番30号　山田文化２Ｆ１号
債務者　水間　健治
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５６号
神戸市北区唐櫃台２丁目31番408号
債務者　落合　章子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
佐賀県唐津市西旗町９番13号
債務者　吉村　順子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３８１号
沖縄県豊見城市字根差部725番地メゾン・ドゥ・アン・トゥルワ501号
債務者　佐藤あや子（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４７１号
沖縄県那覇市曙３丁目６番24号朝日のあたる家313
債務者　宮地　　光
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部